

令和8年10月16日

文化審議会の答申（重要伝統的建造物群保存地区の選定）

文化審議会（会長 ^{ひびの} 日比野 ^{かつひこ} 克彦）は、令和8年10月16日（金）に開催された同審議会文化財分科会の審議・議決を経て、新たに1地区を重要伝統的建造物群保存地区に選定することを文部科学大臣に答申しました。

この結果、官報告示を経て、重要伝統的建造物群保存地区は131地区となる予定です。

新規選定地区

県名	地区名	種別	選定基準	面積 (ha)	伝統的建造物数		環境物件
					建築物	工作物	
京都府	舞鶴市 ^{よしはら} 吉原	猟師（漁師）町	（二）	8.9	165	16	1

選定基準：（二）伝統的建造物群及び^{まちわり}地割がよく旧態を保持しているもの



写真1 地区中央に流れ込む入江に沿って広がる吉原の町並み 提供：舞鶴市

○静かな入江と細い路地が織りなす、旧田辺城下の獵師（漁師）町

舞鶴市吉原は、田辺城下町及び日本海交易の中継港として発展した舞鶴市西地区の北東部に位置する。北は舞鶴湾、南及び西は伊佐津川^{い さ づ が わ}と接し、東に五老岳^{ご ろ う だけ}に囲まれた特徴的な地形において、保存地区は南北に細長く伸びた平坦地に位置している。

当初の吉原は、田辺城下の湾岸沿いに位置し、東西 2 町に分かれた獵師（漁師）町として成立したが、享保 12 年（1727）の大火で焼失し、翌 13 年に現在地に移転した。移転後も城下町の一部となり、北に東吉原^{ひがしよしはら}、南に西吉原^{にしよしはら}を配し、町並みは地区の中央に流れ込む入江とともに段階的に拡大していった。明治 42 年の大火で、地区内の道路拡幅が一部行われたが、近世由来の地割に大きな改変はなく、現在までその姿をよく伝える。

保存地区は、伊佐津川河口東側の吉原入江に沿って、南北約 550 メートル、東西約 130 メートル、面積約 8.9 ヘクタールの範囲からなる。表通りや裏通りなど南北の通りに面した間口 2 間程の細長い短冊形の敷地に、幕末から昭和 30 年代頃までに建築された伝統的な町家が建ち並び、敷地背面には付属屋や舟屋が建つ。地区の鎮守社である水無月神社や、入江や舟屋へ至る東西方向の小路や路地などが一体となって歴史的風致を形成する。

主屋は切妻造平入で棧瓦葺とし、2 階の高さが低い「つし 2 階建」、または 2 階の高さを上げ、座敷を設ける「2 階建」のものがある。つし 2 階建の場合は正面に半間の下屋を付し、2 階建の場合は、先端に拳鼻^{こぶしばな}等を有する装飾的な腕木で正面の庇を支持し、1 階に袖壁^{そでかべ}を備えるものが多い特徴をもつ。2 階外壁は軒裏まで漆喰で塗り込め、左右に出の浅い袖壁を付し、中央に幅一間弱の窓を設けるものが多く、閉鎖的な外観を呈する。

舟屋は入江沿いに位置し、外壁を塗り込めた大壁とするのが特徴で、舟を引き込むため、1 階は入江側に向かって前面に大きく開口を開ける。

保存地区は、享保 13 年に田辺城下町から移転して段階的に形成された獵師（漁師）町で、山と川に挟まれた平坦地に、近世由来の間口の狭い地割をよく残す。地区の中央に流れ込む吉原入江を中心に、切妻造平入の小規模で統一感のある外観の町家とともに、吉原入江に面した舟屋、入江へ至る小路や路地等が一体となって残り、獵師（漁師）町の独特な歴史的風致をよく伝える。

※「獵師町」は城下町に形成された漁師の町を指す。



舞鶴市吉原伝統的建造物群保存地区の範囲



写真2 表通り沿いに建ち並ぶ統一感のある町家



写真3 静かな入江が漁師町の風情を残す

【参考】

・重要伝統的建造物群保存地区の数

	現在	官報告示後
重要伝統的建造物群保存地区数	130地区	131地区
(所在都道府県数)	43道府県	43道府県
(所在市町村数)	107市町村	108市町村

・重要伝統的建造物群保存地区選定基準（昭和50年11月20日文部省告示第157号）

伝統的建造物群保存地区を形成している区域のうち次の各号の一に該当するもの

- (一) 伝統的建造物群が全体として意匠的に優秀なもの
- (二) 伝統的建造物群及び地割（ちわり）がよく旧態を保持しているもの
- (三) 伝統的建造物群及びその周囲の環境が地域的特色を顕著に示しているもの

<担当> 文化庁建造物課
 課長 田中 禎彦
 課長補佐 上田 和輝
 伝統的建造物群部門 清永洋平、村上玲奈、高橋成美（内線 9772）
 審議会係 鈴木小百合、中小路菜三子（内線 9757）
 電話：075-451-4111（代表）